第 10 期　瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）

第１章　計画の概要

１　計画の策定に向けて

少子化や人口減少の進行、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、医療や介護、生活支援などのニーズが高まりやすい 85 歳以上人口の今後の増加が見込まれる一方で、その支え手となる現役世代等は減少が見込まれることから、様々な課題への対応が求められています。

こうした中、健康寿命の延伸に向け、介護予防や認知症施策などの取組を推進するとともに、様々な生活上の困難を地域で支え合う地域共生社会の実現を目指すことが重要となっています。その上で、高齢者のニーズの変化を適切に捉え、医療と介護の連携を図りながら、地域の実情に応じた介護サービスの提供体制を確保することが、より一層求められています。

令和９年度を初年度とする「第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、第９期までの各施策の実施状況や効果を検証したうえで、令和 22 年（2040 年）を見据えた更なる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、市の指針や行動を定めるものとします。

２　計画の位置づけ

（１）計画策定の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の８に基づく「高齢者福祉計画」と、介護保険法第 117 条に基づく「介護保険事業計画」に、認知症基本法第 13 条に基づく「市町村認知症施策推進計画」を内包し、これら３つの計画を一体のものとして策定します。

これにより、認知症施策を含めた高齢者福祉及び介護保険に関する施策を、総合的かつ計画的に推進します。

（２）他計画との関係

「第７次瑞浪市総合計画」、「瑞浪市地域福祉計画」ほか国・県・市の関連計画等と整合を図ります。なお、認知症施策推進計画の具体的な施策については、本計画の第４章「認知症の人が自分らしく暮らせる地域づくり」において定めます。

３　計画の期間

計画期間は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間とします。また、令和 22（2040）年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保や需要推計を踏まえ、持続可能な施策の構築を図ります。

４　計画の策定体制

幅広い関係者の参画により、地域特性に応じた事業が展開できるよう、医療・福祉関係者、介護保険事業者、被保険者、有識者及び公募市民で構成する「瑞浪市高齢者福祉計画等推進委員会」を設置しています。本計画は、同委員会における審議を経て策定します。

計画策定の基礎資料として、令和７年度に実施した、高齢者の生活実態、介護者の状況及び介護保険制度への意見・要望等を把握する高齢者実態調査の結果を活用するとともに、計画案の作成後にパブリックコメントを実施します。

５　日常生活圏域

本計画では、中学校区を基礎単位として、地理的条件や人口等を踏まえて日常生活圏域を設定しています。第 10 期計画においても、引き続き日常生活圏域を２圏域とし、地域福祉の充実に取り組みます。

６　ＳＤＧｓとの関連について

国連が提唱する「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の理念である「誰一人取り残さない（Leave no one behind）」を本計画の根底に据えます。

第２章　高齢者を取り巻く状況

以下の８項目を掲載する予定です。

- 瑞浪市の現状
- 要介護（要支援）認定者数の経年変化
- 認知症高齢者数の推計
- 近隣市との比較
- 介護費用額・給付費用額及び保険料の推移
- 計画値と実績値の比較
- 施策の取組状況及び課題
- 各調査の実施及び結果から見える課題

第３章　計画の基本理念

１　基本理念

高齢者自身が生きがいを持って自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、全市民が地域で互いに支え合い、尊厳を持って安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の実現を目指します。

～住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために～
共に創る　ふれあい　支え合いの　まちづくり

２　基本目標

1. 高齢者の健やかで生きがいある暮らしの実現
2. 地域に安心して住み続けるための支援と支え合いの促進
3. 認知症の人が自分らしく暮らせる地域づくり【認知症施策推進計画】
4. 中長期を見据えたサービス提供体制の確保と介護保険事業の充実

３　計画の体系

詳細は、裏面のとおりです。

第４章　計画の具体的な取組

前２章に紐づく施策･事業体系、指標及びアウトカム等を記載します。

第５章　介護保険サービス量の見込みと介護保険料

１　保険料算出の流れ

介護保険料は、国の提示した算定基準（「見える化」システム）に基づき、以下の手順において算出します。

２　被保険者数等の推計

第 10 期計画期間である令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの被保険者数等を推計します。

３　介護保険給付サービスの見込み

過去数年間の高齢者人口、要介護度別の認定者数、各介護サービス（訪問介護、通所介護、施設入居など）の実際の利用実績（受給者数、利用回数、日数）を把握し、推計します。

４　介護保険給付サービスの給付費の見込み

介護保険給付サービスの見込み（サービス見込量の推計）に応じた「介護保険給付サービスの給付費の見込み（給付費の算定）」を推計します。

５　第１号被保険者の保険料

３か年間の総給付費を見込み、そのうち第１号被保険者（65 歳以上）が負担すべき割合（23%）を算出します。

低所得者層の負担軽減（国庫負担金等の活用）を図りつつ、受益と負担のバランスを考慮した多段階（第９期計画:13 段階程度）の所得階層別保険料を設定し、基準保険料を決定します。

第６章　計画の推進体制

１　計画の周知

２　関係機関等との連携

支援を必要とする高齢者等が適切なサービスを受けることができるよう、介護保険制度等の高齢者福祉に係るサービス・支援の周知・普及を促進します。

庁内の関係各課による連携体制の強化や情報共有・意見交換、民間団体、医療・保健・福祉・介護の関係機関、地域団体等との連携を強化し、協力体制づくりを推進します。

３　計画の進行管理

目標の実施状況を毎年把握し、次年度の活動につなげていくよう、ＰＤＣＡサイクルを活用した進行管理を行います。また、計画期間の最終年度には、事業実績、実施状況や効果等の計画全体の評価を、次期計画に反映します。

資料編

第 10 期　瑞浪市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（施策体系案）

【現計画】の体系

基本目標１
地域包括ケアの体制強化

＜基本施策＞
1　地域包括支援センターの機能強化【重点】
2　在宅医療・介護連携の推進
3　地域での助け合い・支え合いの推進
　～地域共生社会の実現に向けて～【重点】
4　安心して在宅で暮らせる仕組みづくりの推進

基本目標２
介護予防・健康づくりと生きがいづくりの推進

＜基本施策＞
1　介護予防・日常生活支援総合事業の充実【重点】
2　健康づくりの推進
3　高齢者の生きがいづくりと社会参加

基本目標３
認知症施策と権利擁護の推進

＜基本施策＞
1　認知症施策の充実【重点】
2　権利擁護の推進

基本目標４
介護保険事業の充実

＜基本施策＞
1　介護サービスの充実
2　介護人材の育成と確保
3　介護給付適正化の推進

実態調査より示された地域課題
第 10 期計画に反映すべき国指針等

・国の基本指針「2040 年に向けた地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現」に合わせた目標の深化。
・地域包括支援センターの未利用者（32.9%）への対応として、相談窓口の周知と孤立防止策の明確化。医療法改正に伴う新たな地域医療構想への接続や、総合確保方針に基づく医療・介護の一体的な提供体制の構築。
・身寄りのない高齢者の増加に伴う、地域全体での協議を通じた切れ目のない生活支援体制の構築。
・介護を担う家族の負担軽減や、独居・高齢者のみ世帯等が抱える、居宅生活を継続する上での不安への対応。

・国の方針に基づくロジックモデルの活用や、ＰＤＣＡサイクルに沿った総合事業の分析・評価・質の向上の推進。
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた、地域の健康課題や利用状況等の指標確認および分析の強化。
・若い高齢者層の就労意欲の活用と、ボランティアや企業など多様な主体が参加しやすい環境や繋がりの整備。

・「新しい認知症観」に基づく、地域の実情に応じた支援体制への見直しと施策推進への対応。
・ケアマネジャーの 33.3%が経験する高齢者虐待への対策として、行政等と連携した虐待防止対策の推進。
・本人の意思が尊重されながら住み慣れた地域で役割を持ち続けられる社会参加と意思決定支援の一体的な推進。

・2040 年を見据えた中長期的な人口動態や介護ニーズ推計に基づく、確実なサービス確保の視点の明確化。
・45.7%の事業所が抱える介護職員不足に対し、協働プラットフォーム構築による総合的な人材確保と環境改善。
・国の指針に基づく、サービス種類や要介護度等の観点からの介護給付の地域差に関する総合的な分析の強化。
・持続的に介護サービスを提供するための、信頼性や公平性の担保と災害時等の対応。

【新計画】の体系

基本目標１
高齢者の健やかで生きがいある暮らしの実現

＜基本施策＞
1　介護予防・日常生活支援総合事業の充実【重点】
2　健康づくりの推進と保健事業・介護予防の一体的実施
3　生きがいづくりの推進

基本目標２
地域に安心して住み続けるための支援と支え合いの促進

＜基本施策＞
1　地域包括支援センターの機能強化と相談体制の周知【重点】
2　地域ケア会議の充実
3　在宅医療・介護連携の推進
4　地域における多様な支え合いの仕組み構築【重点】
5　在宅生活を支援するサービスの充実
6　高齢者の権利擁護

基本目標３
認知症の人が自分らしく暮らせる地域づくり【認知症施策推進計画】

＜基本施策＞
1　「新しい認知症観」の普及啓発と理解促進
2　認知症予防と切れ目のない支援体制の整備
3　認知症の人の意思尊重と安心して暮らすことができる地域づくり【重点】

基本目標４
中長期を見据えたサービス提供体制の確保と介護保険事業の充実

＜基本施策＞
1　中長期的な需要に基づくサービス提供体制の確保と地域特性への対応
2　介護現場の生産性向上・経営改善支援と人材の確保・定着【重点】
3　介護給付適正化の推進と地域差の総合的分析